放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　特定放射性物質　放射性物質であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの 十　防護区域　放射性物質を取り扱う作業室、試験検査室（動物試験を行う場合には動物試験室を含む。以下同じ。）、汚染検査室（人体又は作業衣、履物、防護具等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の検査及び除去を行う室をいう。以下同じ。）並びに貯蔵設備及び廃棄設備を含む特定放射性物質を防護するために講ずる措置の対象となる場所 十一　防護従事者　特定放射性物質の防護に関する業務に従事する者（第十二条の二の特定放射性物質防護管理者を含む。） （製造業者の遵守すべき事項） **第二条**　製造業者は、作業を行うに当たつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 一～十二　（略） 2～7　（略） 8　特定放射性物質を取り扱う製造業者は、次の表の上欄に掲げる特定放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。 一　その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの　次項に定める措置 二　その放射線が発散された場合において短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの（前号に掲げるものを除く。）　第十項に定める措置 三　前二号に掲げるもの以外のもの　第十一項に定める措置 9　前項の表第一号の特定放射性物質の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、緊急の必要がある場合には、第二号、第三号又は第四号の措置は、第六条の二の規定による防護規程に定めるところによることができる。 一　防護区域を定めること。 二　防護区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。 イ　業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） （新設） （新設） （新設） （製造業者の遵守すべき事項） **第二条**　製造業者は、作業を行うに当たつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 一～十二　（略） 2～7　（略） （新設） （新設）